［(a)・(b)　略］

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑭　新株予約権付社債に関する事項

⑫ａ、ｇ、ｈ、ｉ、ｊ、ｋ、ｌ、ｍ、ｎ、ｏ及びｐに準じて記載すること。

⑮　［略］

⑯　新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

［ａ～ｆ　略］

ｇ　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

［(a)・(b)　略］

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑰　新規発行カバードワラント

ａ　届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意⑬１に準じて記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

⑱　新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

ａ　届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意⑬１に準じて記載すること。

［ｂ～ｄ　略］

［⑲～㉑　略］

㉒　売出有価証券

［ａ・ｂ　略］

ｃ　売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8)ｄに準じて記載すること。

［ｄ～ｆ　略］

［(a)・(b)　同左］

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑭　新株予約権付社債に関する事項

⑫のａ、ｇ、ｈ、ｉ、ｊ、ｋ、ｌ、ｍ、ｎ、ｏ及びｐに準じて記載すること。

⑮　［同左］

⑯　新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

［(a)・(b)　同左］

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑰　新規発行カバードワラント

ａ　届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意⑬の１に準じて記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

⑱　新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

ａ　届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意⑬の１に準じて記載すること。

［ｂ～ｄ　同左］

［⑲～㉑　同左］

㉒　売出有価証券

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8)のｄに準じて記載すること。

［ｄ～ｆ　同左］